

豊川市災害時通訳ボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な災害が発生した場合において、外国人市民等への相談及び情報の提供、その他必要な支援を行うための豊川市災害時通訳ボランティア（以下「ボランティア」という。）の登録及びその活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 ボランティアは、市が豊川市地域防災計画に基づいて設置する災害対策本部市民協働国際班（以下「国際班」という。）からの要請に応じ、その指示に従い活動するものとする。

2 ボランティア活動の範囲は次のとおりとする。

- (1) 災害時に設置する相談窓口又は避難所等における外国人市民等の相談
- (2) 電話、ファクシミリ等を利用した通訳等
- (3) 外国人市民等の安否等被災状況の把握と国際班への報告
- (4) 広報車、防災行政無線等での外国語等による放送及び外国人市民等に対する避難誘導、情報の提供
- (5) その他災害時における外国人市民等への支援

3 前項の活動を行う場合において、ボランティアは、特定の外国人市民等に偏った支援を行わないものとする。

(登録の要件)

第3条 ボランティアに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 18歳以上の者（高校生を除く）
- (2) 原則として日本語から外国語及び外国語から日本語への通訳及び翻訳ができる者
- (3) 外国籍の者にあつては、在留資格を有すること
- (4) 市が実施する研修や訓練に参加できる者
- (5) 無報酬で協力できる者

(登録)

第4条 ボランティアに登録を希望する者は、豊川市災害時通訳ボランティア登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、ボランティアとして適当と認めるときは、豊川市災害時通訳ボランティア登録者台帳（様式第2号）に登録し、当該申請者に豊川市災害時通訳ボランティア登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 ボランティアは、登録内容に変更が生じたときは、豊川市災害時通訳ボラン

ティア登録事項変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出が氏名変更の場合は、登録証を再交付するものとする。

（登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ボランティアの登録を抹消するものとする。

（1）第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（2）豊川市災害時通訳ボランティア辞退届（様式第5号）により登録を辞退する旨の届出があったとき。

（3）ボランティアが、連絡を取れないなど所在不明となったとき。

（4）その他ボランティアとして不適格と認められる事由が生じたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された者は、直ちに登録証を市長に返還しなければならない。ただし、前項第3号の規定による場合は、この限りではない。

（登録の期間及び更新）

第7条 第4条第2項の規定による登録の期間は、登録証を交付した日から登録証を交付した日の属する年度の末日までとする。ただし、登録の期間満了の日までに第6条第1項第2号の規定による届出がなかったときは、更新の届出があったものとみなす。

（登録内容の確認と研修等の実施）

第8条 市長は、毎年1回以上、ボランティアの登録内容を確認するとともに、ボランティアを対象とした研修や訓練を実施し、参加を促すものとする。

（秘密の保持）

第9条 ボランティアは、ボランティア活動によって知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。ボランティアを退いた後も同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第10条 ボランティアは、市に対して、ボランティア活動に対する報酬及び費用弁償を請求することはできない。

（損害補償）

第11条 ボランティアは、市に対して、ボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求めることができない。

（個人情報）

第12条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するためだけに利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の連絡及び救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

2 登録者に関する個人情報は、豊川市個人情報保護条例（平成16年豊川市条例第31号）に基づき適正に取り扱うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。